

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げ、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年1月27日

さいたま市見沼区選挙管理委員会

委員長 倉島利三

期日前投票所	繰り下げる時刻	繰り上げる時刻
片柳公民館内	午前10時	午後6時
春岡公民館内	午前11時	午後7時